

「社員いきいき！元気な会社」宣言企業」ロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉県「社員いきいき！元気な会社」宣言企業」登録制度実施要綱第5条第1項の規定により登録を受けた者が、ロゴマーク（図1）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用する際は、使用届出書（別記様式第1号）を雇用労働課長に提出し、届け出なければならない。

（申請内容の変更）

第3条 ロゴマークの使用方法に変更があった場合、変更届出書（別記様式第2号）を雇用労働課長に提出し届け出なければならない。

（使用条件）

第4条 ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、次に掲げる場合は使用することができない。

- （1）有償で提供する製品及びサービス等に使用するなど、営利目的と認められるとき
- （2）その他雇用労働課長が不適正な使用と認めたとき

2 ロゴマークは、基本デザインを縮小又は拡大して使用することとし、次の各号に掲げる変更は行えない。

- （1）縦横比率の変更、バランスの変更、文字やその他図像の書き加えや消去・省略
- （2）色の変更（ただし、黒色の単色で使用する場合等を除く。）

（使用の是正・停止）

第5条 前条の規定が遵守されない場合、雇用労働課長は是正の指導を行う。

2 前項の指導によって是正されないときは、雇用労働課長は、ロゴマークの使用停止を求める。

（使用状況の報告）

第6条 雇用労働課長からロゴマークの使用状況等について報告を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

（事務処理）

第7条 ロゴマークの使用に関する事務処理は、雇用労働課が行う。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「社員いきいき！元気な会社」宣言企業」ロゴマーク使用要領

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行日前に、ロゴマークの交付を受けていた者は、施行日にロゴマークの使用について承認を得たものとみなす。

「社員いきいき！元気な会社」宣言企業」ロゴマーク

図1



第1号様式

申込日 年 月 日

千葉県「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」登録ロゴマーク 使用届出書

雇用労働課長 様

千葉県「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」登録ロゴマーク使用要領第2条に基づき、以下のとおり届出します。

登録事業所名	
登録番号	
使用目的	
使用方法	
使用するもの	チェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> ロゴマーク電子データ（カラー） （j p e g ・ p n g） <input type="checkbox"/> ロゴマーク電子データ（白黒） （j p e g ・ p n g） <input type="checkbox"/> ロゴマークステッカー（カラー） （部数： ）

第2号様式

申込日 年 月 日

千葉県「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」登録ロゴマーク 変更届出書

雇用労働課長 様

千葉県「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」登録ロゴマーク使用要領第3条に基づき、以下のとおり届出します。

登録事業所名	
登録番号	
使用目的	
使用方法	
使用するもの	チェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> ロゴマーク電子データ（カラー） （j p e g ・ p n g） <input type="checkbox"/> ロゴマーク電子データ（白黒） （j p e g ・ p n g） <input type="checkbox"/> ロゴマークステッカー（カラー） （部数： ）